



栃木県公報

令和元（2019）年
8 月 2 日（金）
第26号

目 次

告 示		
○道路の区域の変更	257
公 告		
○栃木県民の森の利用料金の承認	258
○栃木県立日光自然博物館の利用料金の承認	258
○栃木県奥日光地区駐車場の利用料金の承認	258
○栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の利用料金の承認	259
○大規模小売店舗の変更の届出	260
○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要	260
○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要	260
○土地改良区役員の退就任	261
調 達 等 公 告		
○入札公告（特定調達公告）	262

告 示

栃木県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年8月2日から同年9月2日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年8月2日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 山久保平ヶ崎線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
150	前	日光市山久保856地先から 日光市山久保1952-1まで	5.1～8.4	59.7	
	後	日光市山久保856地先から 日光市山久保1952-1まで	5.7～18.0	59.7	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小来川清滝線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

277	前	日光市西小来川2836-10から 日光市西小来川2935-7まで	4.7～7.9	135.1	
	後	日光市西小来川2836-10から 日光市西小来川2935-7まで	8.9～10.4	135.1	

(道路保全課)

公 告

○栃木県民の森の利用料金の承認

栃木県民の森条例(昭和49年栃木県条例第4号)第6条の3第2項後段の規定により令和元(2019)年10月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県民の森管理規則(昭和49年栃木県規則第22号)第8条の規定により公告する。

令和元(2019)年8月2日

栃木県知事 福田 富一

キャンプ施設の種類	単 位	利 用 料 金
バンガロー(定員4名)	1戸1泊につき	11,100円
高床式固定テント(定員5名)	1張1泊につき	3,360円
持込みテント用キャンプ場	1張1泊につき	550円
コイン式シャワー	1回につき	100円

備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動としてキャンプ施設(コイン式シャワーを除く。)を利用する場合の利用料金は、この表に定める額を2で除して得た額とする。

○栃木県立日光自然博物館の利用料金の承認

栃木県立日光自然博物館条例(平成3年栃木県条例第3号)第8条第3項後段の規定により令和元(2019)年10月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県立日光自然博物館管理規則(平成3年栃木県規則第33号)第13条の規定により公告する。

令和元(2019)年8月2日

栃木県知事 福田 富一

1 施設利用料

施 設 区 分	施 設 利 用 料
映像ホール	1時間につき 3,030円
レクチャールーム	1時間につき 930円

備考 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は栃木県立日光自然博物館管理規則第11条に定める額以上の入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の施設利用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

2 観覧料

区 分	個 人	20人以上の団体1人につき
大人	510円	410円
小人	260円	210円

備考 「小人」とは、満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

○栃木県奥日光地区駐車場の利用料金の承認

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）第6条第2項後段の規定により令和元（2019）年10月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県奥日光地区駐車場管理規則（平成8年栃木県規則第49号）第4条の規定により公告する。

令和元（2019）年8月2日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分	単 位	利 用 料 金
二輪車	1台1回	100円
普通自動車	1台1回	320円
大型バス	1台1回	2,230円

備考

- 1 普通自動車で奥日光地区駐車場を利用する場合は、当該駐車場を2回利用することができる530円の回数券を利用することができる。
- 2 大型バスで奥日光地区駐車場（湖畔第二駐車場を除く。）を利用する場合は、当該駐車場を5回利用することができる9,420円の数券を利用することができる。

○栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の利用料金の承認

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例（平成27年栃木県条例第47号）第12条第3項後段の規定により令和元（2019）年10月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則（平成28年栃木県規則第13号）第11条の規定により公告する。

令和元（2019）年8月2日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施設利用料

(1) 英国大使館別荘記念公園

施 設 区 分	施 設 利 用 料
ギャラリー	1日につき 1,410円

(2) イタリア大使館別荘記念公園

施 設 区 分	施 設 利 用 料
ギャラリー	1日につき 920円

(3) 中禅寺湖畔ボートハウス

施 設 区 分	施 設 利 用 料
ギャラリー	1日につき 2,580円

2 観覧料

区 分	観 覧 料（ 1 人 1 日 に つ き ）			
	単 独 利 用 の 場 合		共 通 利 用 の 場 合	
	大 人	小 人	大 人	小 人
英 国 大 使 館 別 荘 本 邸	200円	100円	300円	150円
イ タ リ ア 大 使 館 別 荘 本 邸 及 び 副 邸	200円	100円		

備考 「小人」とは、満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

(自然環境課)

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により、意見を有する者は、令和元（2019）年12月 2 日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元（2019）年 8 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田宇都宮店
河内郡上三川町大字磯岡604番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ジョイフル本田
茨城県土浦市富士崎一丁目16番 2 号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口 幸夫	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷 武俊	令和元（2019）年 6 月21日
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口 幸夫 外 4 者	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷 武俊 外 4 者	令和元（2019）年 6 月21日 外

- 4 届出年月日
令和元（2019）年 7 月23日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第 1 項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和元（2019）年 9 月 2 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和元（2019）年 8 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム新矢板店
矢板市矢板字川原田88番地 外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
矢 板 市	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和元（2019）年 9 月 2 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和元（2019）年 8 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム新矢板店
矢板市矢板字川原田88番地 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

（経営支援課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元（2019）年8月2日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
塩 那 台 地 土 地 改 良 区	理 事	須藤 孝		那須烏山市志鳥145- 1	平成 31 (2019) . 3 . 1	
	〃	高橋 秀造		大田原市藤沢382	令 和 元 (2019) . 6 . 19	
	〃	上田 廣		さくら市南和田654-126	〃	
	〃	金瀬 正		〃 金枝1329-30	〃	
	〃	稲澤 義久		〃 鹿子畑1040	〃	
	〃	栗田 敬一		那須烏山市下川井1480	〃	
	〃	鈴木富貴雄		〃 〃 803- 2	〃	
	〃	阿見 正二		〃 志鳥1091	〃	
	〃	柳沢 秀一		〃 〃 3632- 3	〃	
	〃	野澤 耕二		〃 熊田1319	〃	
	〃	堀江 三代		〃 〃 1957	〃	
	〃	斎藤 英夫		〃 中山478- 1	〃	
	〃	高野 悦男		〃 谷浅見129	〃	
	〃	小口 和司		〃 興野772- 3	〃	
	〃	石崎 透	石崎 透	大田原市大神594-365	〃	令 和 元 (2019) . 6 . 20
	〃	中野 国男	中野 国男	〃 福原1727- 3	〃	〃
	〃	高栖 明	高栖 明	さくら市下河戸677	〃	〃
	〃	片岡 純雄	片岡 純雄	〃 金枝882	〃	〃
〃	五江 正	五江 正	〃 穂積1397	〃	〃	
〃	渋井 康男	渋井 康男	〃 〃 95	〃	〃	
〃	平山 長市	平山 長市	那須郡那珂川町芳井710- 3	〃	〃	

理事	福田喜司一	福田喜司一	那須郡那珂川町浄法寺75-3	令和元 (2019). 6.19	令和元 (2019). 6.20
〃	郡司 教夫	郡司 教夫	〃 〃 東戸田412	〃	〃
〃	川越 光	川越 光	那須烏山市上川井875	〃	〃
〃	森林 孝一	森林 孝一	〃 志鳥2256	〃	〃
〃	小西 憲一	小西 憲一	〃 滝田1373	〃	〃
〃	岡崎 一徳	岡崎 一徳	〃 神長1232-4	〃	〃
〃		橋本 憲雄	大田原市藤沢18		〃
〃		郡司 要	さくら市南和田657-51		〃
〃		船山 正夫	〃 金枝1331		〃
〃		金子 悟	〃 鹿子畑1143		〃
〃		滝 伸一	那須烏山市下川井1124-3		〃
〃		網野 廣之	〃 〃 567		〃
〃		小口 久男	〃 志鳥295		〃
〃		水上 洋一	〃 〃 2013		〃
〃		川上 善次	〃 熊田798		〃
〃		岡本 庄一	〃 〃 1880		〃
〃		大笹 政美	〃 中山867-1		〃
〃		高橋 俊宏	〃 谷浅見862		〃
〃		平塚 隆幸	〃 興野222-5		〃
監事	宇田 貢		大田原市藤沢36	令和元 (2019). 6.19	
〃	金子 悟		さくら市鹿子畑1143	〃	
〃	川井 信男	川井 信男	那須郡那珂川町東戸田286	〃	令和元 (2019). 6.20
〃	星宮 純一	星宮 純一	那須烏山市下川井1333	〃	〃
〃	川又 浩道	川又 浩道	〃 神長1637-5	〃	〃
〃		伊藤 義則	大田原市福原1946		〃
〃		小林 長一	さくら市鹿子畑1074-1		〃

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元(2019)年8月2日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 コピー機用ファイアウォール機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和2（2020）年1月1日（水）から令和5（2023）年3月31日（金）まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 栃木県警察本部、各警察署、交番等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和元（2019）年9月12日（木）及び同月13日（金）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2258）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元（2019）年8月2日（金）から同年9月12日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和元（2019）年9月13日（金）午前10時
栃木県警察本部庁舎2階入札室
ただし、入札書を郵送する場合は書留郵便で3の(1)の場所に当該入札期日の前日午後5時までに提出することとする。
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札に参加しようとする者に要求される事項 この入札に参加しようとする者は、令和元（2019）年8月2日（金）から同年9月12日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに3の(1)の場所に入札参加申請書類及びコピー機用ファイアウォール機器仕様書に基づき作成した書類を持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で3の(1)の場所へ郵送すること。）

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書及び指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Firewall equipment for copy machines.

- (2) Time and Date of bidding:

10:00 a.m., September 13, 2019

In case of mail, by 5:00 p.m., September 12, 2019

- (3) Information is available at:

Treasurer Section,

Finance Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2258)

(警察本部警務部会計課)